

国立療養所邑久光明園の土地を地方公共団体
又は地域住民等の利用に供するための指針

平成25年 2月14日
国立療養所邑久光明園長

この指針は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第12条及び厚生労働省設置法第16条第8項の規定による国立ハンセン病療養所の利用に関する省令（平成21年厚生労働省令第85条）第1条の規定に基づき、国立療養所邑久光明園（以下「当園」という。）の土地を地方公共団体又は地域住民等（以下「利用者」という。）の利用に供するための指針について定めるものとする。

1. 土地の貸付、使用又は収益の許可

(1) 介護老人福祉施設の設置、運営のための土地の貸付

① 土地の用途

利用に供する土地の用途は、入所者の置かれてきた環境に鑑み、介護老人福祉施設とする（この指針において「介護老人福祉施設」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第86条に定める介護老人福祉施設をいう。）

② 土地の範囲

利用に供する土地の範囲は、以下のとおりとする。

位 置	面 積
別紙のとおり	約2,610.84㎡（施設用土地）
別紙のとおり	約596.46㎡+約587.92㎡（駐車用土地）

※当該面積については、図面計測数値のため実際の貸付面積に伴う実測値との差異が生じた場合は実測値優先とする。

③土地を利用に供する期間の開始日及び終了日

土地を利用に供する期間の開始日は、平成26年4月1日以降とする。

また、施設用土地の利用は、定期借地契約によるものとし、貸付期間は50年以上とする。また、駐車用土地については借地借家法の適用をうけない賃貸借契約によるものとし、貸付期間は3年以内として各契約書に定めるものとする。

2. 利用者の遵守すべき事項

土地を利用しようとする利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないものとする。

(1) 利用者は、居住者棟、不自由者棟及び一般舎その他利用に供することとしていない

- 土地に許可なく立ち入らない等、当園入所者の良好な生活環境の確保を図ること。
- (2) 当園入所者に対する医療の提供に支障を及ぼさないこと。
 - (3) 国立ハンセン病療養所の医療更生施設としての性格との整合性を考慮する等、当園との調和を図るように留意すること。
 - (4) 当該指針に定められた土地の用途及び公募に当たり、提出された申請書に記載された利用の計画と著しく異なる利用をしないこと。
 - (5) その他、当園の施設管理上必要がある場合は、施設管理者の指示等に従うこと。

3. 関係法令等の適用

土地の利用にあたっては、国有財産法（昭和23年法律第73号）等の規定が適用されるとともに、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令並びに当園各種規程を遵守すること。

附則

（施行期日）

この指針は、平成25年2月14日から施行する。